

令和7年11月10日

お客さま各位

興産信用金庫

預金等規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では下記のとおり預金等規定を改定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（個人当座用）
- (3) キャッシュカード規定（個人用）
- (4) 興産法人キャッシュカード規定
- (5) デビットカード規定（法人用）（個人用）

2. 改定内容

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応にともない、紙の手形・小切手は廃止されます。

このことより、当座預金用キャッシュカードの取扱いを開始し、関連する預金等規定を改定いたします。

3. 改定日

令和7年11月10日（月）

※くわしくは、お取引の店舗窓口、営業担当者へお問い合わせください。

以上